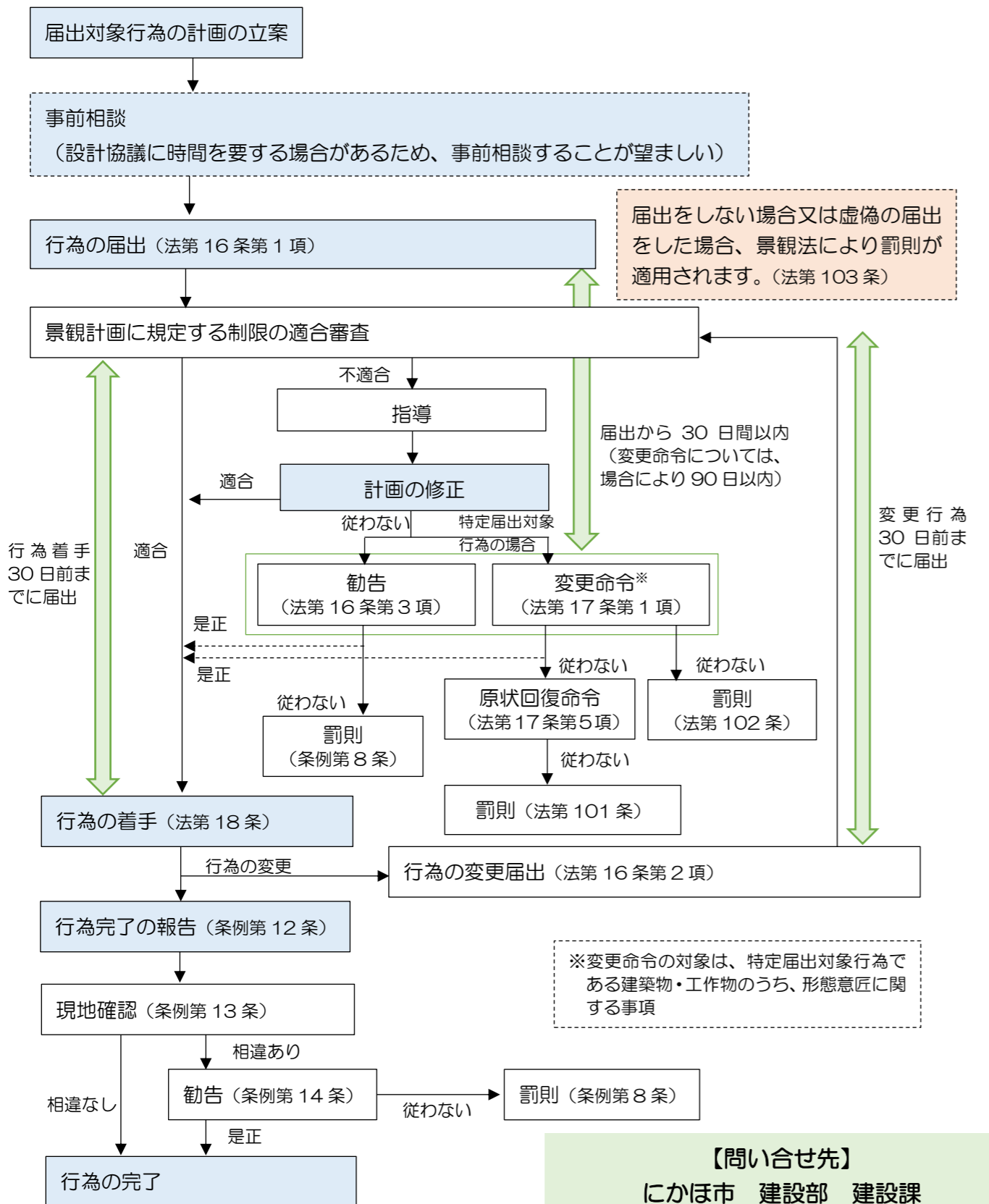


届出の手続きの流れ



【問い合わせ先】
にかほ市 建設部 建設課
 〒018-0311 秋田県にかほ市金浦字花湯 93-1
 TEL0184-38-4307(直通) FAX0184-32-4076

にかほ市景観計画の内容は、にかほ市のHPよりご覧いただけます。

「にかほ市景観計画」に基づく届出制度について

～開発行為等で対象となる場合は届出が必要です～

にかほ市では、本市の景観特性を活かした良好な景観形成のため『自然と暮らしが調和した 持続可能な美しい都市(まち) にかほ』を目標とする「にかほ市景観計画」が策定されております。そのため、にかほ市景観計画に基づく景観区域内において、一定規模以上の建築物や工作物の建設を行う際や開発行為など、景観への影響が大きい行為を行う場合には、あらかじめ**市に届出が必要**となります。

届出が必要な行為を行う際は、次に示す地域区分(ゾーン)ごとに定めた景観形成基準に基づき適合審査を行います。届出を必要としない場合においても、**景観形成基準に準じた景観形成が求められます。**

届出が必要な行為と届出の規模

以下に示す**届出行為のうち、届出の規模に該当するものが、届出の対象**となります。但し、届出の対象となる規模を超えていても、届出を行う必要がない場合もありますので、その都度確認が必要です。

※ゾーン区分については、次頁をご覧ください。

届出行為	届出の規模		
	一般景観ゾーン	重点景観ゾーン	
	森林景観・山間部高原・田園景観・海辺とまち景観ゾーン	風に見える丘ゾーン	九十九島ゾーン
建築物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更	高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m ² を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100 m ² 以下の増改築を除く)	床面積 10 m ² を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。)但し一般住宅等は除く	床面積 10 m ² を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。)
移転、工作物の新築、増築、改築、外観(色彩)変更	さく、塀、擁壁等	高さ 3m を超えるもの	高さ 1.5m を超えるもの
	煙突、記念碑等(屋外広告物を除く)、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等	高さ 13m を超えるもの	高さ 5m を超えるもの
	電波塔等(屋外広告物を除く)、柱類(屋外広告物を除く)	高さ 30m を超えるもの	高さ 5m を超えるもの又は築造面積 10 m ² を超えるもの
	自動販売機		高さ 1m を超えるもの
	太陽光発電設備	築造面積 10 m ² を超えるもの(ただし、住宅用を除く)	
	風力発電設備	高さ 10m(ブレードを含む)を超えるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵	用途を廃止された物品	新設	高さ 1.5m 又は、水平投影面積 500 m ² を超えるもの
		既存(新築規模以下)に追加	追加後の規模: 同上
	既存(新築規模を超える)に追加	既存の水平投影面積が 500 m ² を超え、追加する部分の規模が高さ 0.5m 又は水平投影面積 50 m ² を超えるもの	すべての行為
物品 一般資材等の	物品	新設	高さ 3m 又は、水平投影面積 1,000 m ² を超えるもの
		既存(新規規模以下)に追加	追加後の規模: 同上
		既存(新規規模を超える)に追加	追加する部分の規模: 高さ 1m 又は水平投影面積 100 m ² を超えるもの
土石等の採取、鉱物掘採、土地の区画形質の変更	面積 3,000 m ² 又は、法・擁壁の高さ 3m を超えるもの	面積 300 m ² を超え、法・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの	

届出が必要な区域とゾーン区分

届出が必要な区域（景観計画区域）は、にかほ市全域です。景観特性などを踏まえ、景観計画区域を大きく4つのゾーン（一般景観ゾーン）に区分し、さらに特徴的な景観特性をもち景観形成上、特に重要な区域として重点景観ゾーンを2ゾーン定めています。

区分	ゾーン概要
景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> • にかほ市全域です。
森林景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> • 鳥海山の豊かな自然を中心としたエリアです。 • 鳥海山の豊かな自然の保全と活用が図れるような景観に誘導していくゾーンとします。
山間部高原ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> • 仁賀保高原の豊かな自然を中心としたエリアです。 • 高原の自然が保全されるような景観に誘導していくゾーンとします。
【重点景観ゾーン】 風に見える丘ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> • 本市の特徴的な景観ともなっている風車が群立するエリアです。 • 高原の自然と風車とが調和した本市の新たな観光スポットとして活用できるような景観に誘導していくゾーンとします。
田園景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> • 市中央部に広がる農地を中心としたエリアです。 • 田園（農地）と集落が調和する景観に誘導していくゾーンとします。
【重点景観ゾーン】 九十九島ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> • 独特の景観美をもつ天然記念物に指定されている「象潟」九十九島とその周辺農地を中心としたエリアです。 • 本市の歴史・文化の拠点として、その景観の保全と活用が図れるような景観に誘導していくゾーンとします。
海辺とまち景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> • 市の西側、沿岸部と市街地を中心としたエリアです。 • それぞれの地域にあった景観へ誘導していく地域とします。 ⇒海辺や周辺農地と調和した景観 ⇒地域の歴史文化資源と調和した景観 ⇒落ち着いた潤いある街並み（住宅地の景観） ⇒商店街などの賑わいの創出 など

※森林景観ゾーン、山間部高原ゾーン、田園景観ゾーン、海辺とまち景観ゾーンは重点景観ゾーンに対し、一般景観ゾーンと総称しています。

届出に必要な書類

- 提出図書：届出書（国又は地方公共団体の場合は通知書）、図面、写真 等
- 提出部数：正副2部
- 提出先：にかほ市 建設部 建設課

＜ ゾーン区分と代表的な景観 ＞

